

原子力災害に係る被災代替家屋の固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

川島町長 宛

申告者 \_\_\_\_\_ ㊟

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

東日本大震災に伴う原子力災害に係る対象区域内家屋に代わるものとして、新規に家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。

【納税義務者】

住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者住所と同じ
氏名	対象区域内家屋の所有者との関係 ( )

【代替家屋】

所在地	比企郡川島町		
家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
家屋の種類		構造	
建築年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

【対象区域内家屋】

所有者の住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ		
所有者の氏名			
家屋の所在地			
家屋の種類		床面積	m <sup>2</sup>

## 【特例の内容と適用要件】

### 1 概要

警戒区域内家屋の所有者が、当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が解除された日から起算して3月（同日後に新築されたものであれば1年）を経過するまでの間に取得した場合において、代替家屋に係る税額のうち警戒区域内家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後2年度分3分の1に相当する税額を減額します。

### 2 特例対象家屋

- (1) 平成23年3月11日（警戒区域設定指示が行われた日）から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（同日後に新築されたものであれば1年）を経過するまでの間に取得し、当該警戒区域内家屋に代わるものとして町長が認めるものであること。
- (2) 代替家屋は、原則として警戒区域内家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。

### 3 特例対象者

- (1) 平成23年3月11日（警戒区域設定指示が行われた日）における所有者  
（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋（取得した家屋）に（1）と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

### 4 減額の計算方法

【代替家屋】 固定資産税額（※）	×	$\frac{\text{警戒区域内家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$	×	$\frac{\text{最初の4年度分}1}{2}$ $\frac{\text{その後2年度分}1}{3}$
---------------------	---	--	---	--

（※）法附則第15条の6から第15条の9までを適用後の額

### 5 添付書類

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に家屋を所有していた旨を証する書類 → 登記事項証明書等
- (2) 警戒区域内家屋が存在したことを証する書類  
→ 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書等
- (3) 相続人等に該当する旨を証する書類（3（2）（3）関係）  
→ 戸籍謄本
- (4) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（3（4））  
→ 法人の登記事項証明書

※必要に応じて、上記以外の書類を提出して頂く場合があります。また、対象区域内家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせて頂く場合があります。